

平成30年度第2回垂井町地域公共交通会議

日 時：平成31年1月11日（金）10:00～

場 所：垂井町役場 3階 大会議室

次 第

1 会長あいさつ

2 議 事

平成30年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

3 その他

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

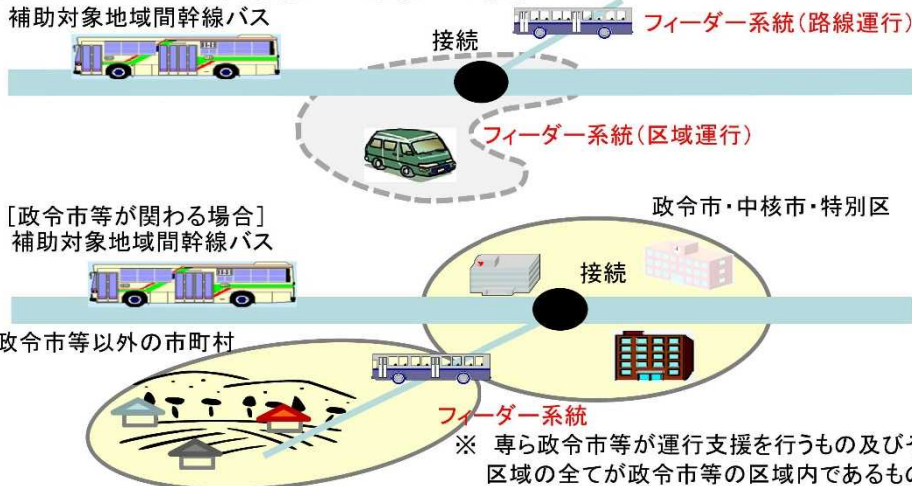
1/2

○ 主な補助要件

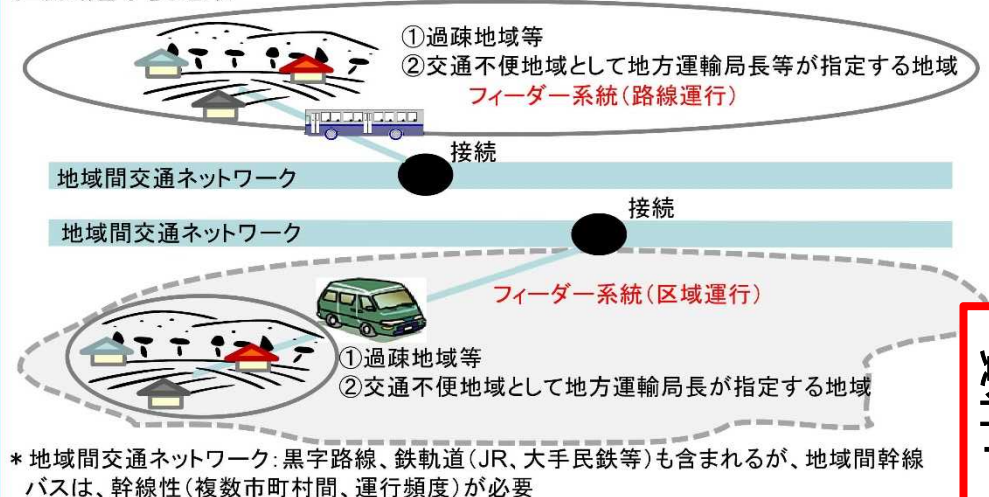
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人/1便以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



1. 事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより**効果的・効率的**に実施するために事業の実施状況等を振り返り評価するもの

2. 事業評価の流れ

生活交通確保維持改善計画の策定

Plan

Step1 目標設定

地域が“目指すすがた”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

Do

Step2 事業実施

事業評価の実施

Check1

Step3 一次評価

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

Step4 二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action

Step5 次期計画等への反映

一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通ネットワーク計画や、今後の地域の取組(後続事業・類似事業)へ反映させる。

平成30年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）

垂井町地域公共交通会議

平成26年7月17日設置

フィーダー系統 平成29年6月23日 確保維持計画策定

◎地域の特性と見直しの背景

○JR東海道本線垂井駅が公共交通の基軸
 目的:高齢者の公共施設間の移動手段の確保

年度	拠点	台数	体制
平成6年～	町保健センター	1台	1日3便1路線
平成16年～	垂井駅西広場	2台	1日6便2路線

↓

少子高齢化の進行により、日常生活に必要な交通手段が無い高齢者が増え、見直しが必要となった。

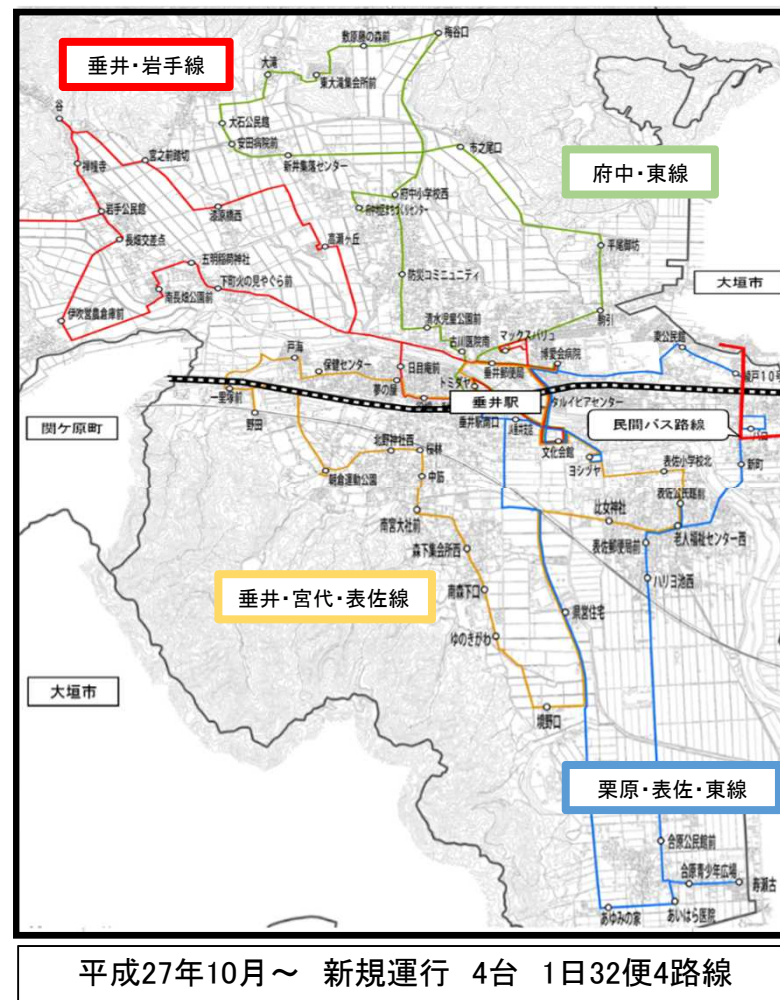
◎垂井町地域公共交通計画(任意計画)

公共交通の将来像

- ・高齢者にやさしい公共交通
- ・住民が快適に利用できる公共交通
- ・町全体に活気をもたらす公共交通
- ・みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通

活動方針

- ① 高齢者等の移動制約者を主たるターゲット
- ② 受益者負担(有料化)を伴っても満足されるサービス
- ③ 積極的かつ効率的な投資
- ④ スピード感をもって実施
- ⑤ ハードとソフトを一体的に推進するパッケージ・アプローチ



◎目標を達成するために行う事業(赤字は今事業年度新規実施したもの)

(1)ルート及びダイヤの再編

- ・全ルート垂井駅を起終点とし、1週の所要時間を50分以内に設定
- ・町内の主要公共施設や商業施設のアクセスを確保
- ・バスと鉄道との乗継待ち時間を考慮(ヘッドダイヤ)



垂井駅西広場と南口

(2)バス停の新設

- ・商業施設や大型病院内に、バス停を新設
- ・集落の分布状況を考慮してバス停を設置

(3)車両の小型化・バリアフリー化

- ・新規車両を小型化(ワゴンタイプ)
- ・全車両バリアフリー対応



電動スライドステップと手すり



新規購入車両

(4)利用者への割引制度等

- ・定期券、回数券の導入
- ・運転免許証自主返納者へ、1年分の定期券を交付



運転免許証自主返納者用定期券

(5)パブリックスペースの設置

- ・バス車内にコミュニティボートの設置
- ・園児の絵を展示(園児、父母、祖父母の乗車機会の創出)



園児の絵の展示

(6)利便性の確保

- ・住民のニーズを把握するため、車内アンケートを実施
- ・JR垂井駅利用者のバス利用を促進するため、駅構内に案内看板を設置
- ・バス路線図・時刻表の全戸配布
- ・サービス向上のため、受託業者の運転手との意見交換会を実施
- ・ヘッドレストに停留所名と発車時間を表示



ヘッドレストに停留所名と発車時間を表示



運転手との意見交換により、バス停の位置を利用しやすい位置に移動



JR垂井駅構内案内看板

◎公共交通網評価の基本的な考え方

- 可能な限り交通空白地域を解消
- JR東海道本線垂井駅への乗り継ぎ利便性の向上



バス利用の促進を図る

◎評価指標及び評価基準

【1日あたりの利用者数】

	平成29事業年度 (H28.10~H29.4)	平成30事業年度 (目標)	平成31事業年度 (目標)	平成32事業年度 (目標)
垂井・岩手線	16.4 人/日	17.0人/日	17.5人/日	18.0人/日
府中・東線	25.0 人/日	25.5人/日	26.0人/日	26.5人/日
垂井・宮代・表佐線	41.6 人/日	42.0人/日	42.5人/日	43.0人/日
栗原・表佐・東線	27.8 人/日	28.0人/日	28.5人/日	29.0人/日
合 計	110.9 人/日	112.5人/日	114.5人/日	116.5人/日

※平成29事業年度(H28.10~H29.4)の実績を基に、人口減少や高齢化を考慮して、目標値を設定

【1人あたり運行経費】

平成29事業年度 (H28.10~H29.4)	平成30事業年度 (目標)	平成31事業年度 (目標)	平成32事業年度 (目標)
661円/人	656円/人	643円/人	634円/人

◎垂井町公共交通会議
 日時:平成31年1月11日(金) 10:00～
 議題:平成30年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

【1日あたりの利用者数】

路線	平成30事業年度		達成状況
	目標値	実績値	
垂井・岩手線	17.0人/日	18.7人/日	達成
府中・東線	25.5人/日	27.9人/日	達成
垂井・宮代・表佐線	42.0人/日	43.4人/日	達成
栗原・表佐・東線	28.0人/日	29.5人/日	達成
合計	112.5人/日	119.4人/日	達成

■考察

新規運行から3年経過し、商業施設などへのアクセス確保やバス路線図・時刻表の全戸配布などにより路線が定着し、高齢化の進行により移動制約者が増え、利用者が増えた。

□今後の方針

利便性の向上を図りながら、安定的な利用者確保に向けて取り組む。

【1人あたり運行経費】

平成30事業年度		達成状況
目標	実績	
656円/人	708円/人	未達成

■考察

利用者数の増加により営業収益は増えているが、人件費や燃料費の増加により営業費用が増え、1人あたりの運行経費が増えた。

□今後の方針

今後も外的要因により運行経費が増えていくことが予想されることを踏まえ、目標値の見直しを図り、利用者数増加の取組を実施し、利用者一人当たりの運行経費削減に向け取り組んでいく。

課題

■利用者数は増加傾向にあるが、安定的な利用者確保のためには、利用者ニーズに合った利便性の向上が必要である。



対応

□車内アンケートや電話などにより、路線の変更など利用者から様々な要望がある。また、運行時間の延長や土・日・祝日の運行なども利用者増加に効果的と考えられる。



□厳しい財政状況下、すべてのニーズに応えられない。



□平成31年7月に庁舎が移転し、人の流れが変わることも予測されることから、路線などの見直しを予定している。いただいた要望は蓄積していることから、見直しの中で活用する。また、費用対効果を踏まえ、出来ることから実施する。

■人件費や燃料費の高騰などにより、今後ますます運行経費が増加する恐れがある。



□利用者数増加のための取組を実施しつつ、行政の役割を明確にし、民間事業者とも連携を図りながら、地域全体の公共交通について引き続き検討していく。

平成30年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（経緯）

垂井町地域公共交通会議

平成26年7月17日設置

フィーダー系統 平成29年6月23日 確保維持計画策定

直近の第三者評価委員会における事業評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
新たな利用者の開拓を期待する。	JR垂井駅構内に案内看板を設置し、ヘッドレストに停留所名と発車時間を表示するなど利便性の向上を図り、新たな利用者の開拓に努めた。	厳しい財政状況であるが、費用対効果を踏まえ、今後も引き続き利用者ニーズに合った利便性の向上を図り、新たな利用者の開拓に努める。
費用負担においても、目標値を検討すること。	費用対効果の観点から、1人あたりの運行経費についての数値目標を設定した。	サービスの充実と費用対効果のバランスを図り、利用者一人当たりの運行経費削減に向け取り組んで行く。

○サービス向上のため、受託業者の運転手との意見交換会を実施

- ・利用者と一番接する機会がある運転手と改善点について意見交換を図り、出来ることから実施
〈例〉

『タレイピアセンターバス停について、出入口から離れており利用に不便である。』



出入口の利用しやすい位置にバス停を移動



『降雪時に路線上で除雪されていない箇所があり、安全運行上支障がある。』



除雪会議で路線図を配付し、路線上の除雪を依頼(建設課へ対応を依頼)



○ヘッドレストに停留所名と発車時間を表示

- ・座席から路線図が見にくく、次の停留所が分かりにくいことから、ヘッドレストカバーを購入し、停留所名と発車時間を表示



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成31年1月11日

協議会名:垂井町地域公共交通会議

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
垂井町	垂井・岩手線	・JR垂井駅構内に案内看板を設置し、ヘッドレストに停留所名と発車時間を表示するなど利便性の向上を図り、新たな利用者の開拓に努めた。 ・費用対効果の観点から、1人あたりの運行経費についての数値目標を設定した。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	・利用者数 目標 17.0人/日 実績 18.7人/日 達成度 達成	・今後も引き続き利用者ニーズに合った利便性の向上を図り、安定的な利用者の確保と新たな利用者の開拓に努める。 ・サービスの充実と費用対効果のバランスを図り、利用者一人当たりの運行経費削減に向け取り組んでいく。
	府中・東線			・利用者数 目標 25.5人/日 実績 27.9人/日 達成度 達成	
	垂井・宮代・表佐線			・利用者数 目標 42.0人/日 実績 43.4人/日 達成度 達成	
	栗原・表佐・東線			・利用者数 目標 28.0人/日 実績 29.5人/日 達成度 達成	
	全路線(上記4路線)			・利用者数 目標 112.5人/日 実績 119.4人/日 達成度 達成 ・運行経費 目標 656円/人 実績 708円/人 達成度 未達成	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成31年1月11日

協議会名:	垂井町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>垂井町は、岐阜県南西部に位置し、東西に大垣市、関ヶ原町と隣接している。</p> <p>国勢調査における町の人口は、平成27年 27,556人で、平成22年から949人(3.3%)の減少となり、また、高齢化率も平成27年28.4%で、平成22年から4.7%上昇するなど人口減少と高齢化が進行している。</p> <p>今後、さらなる人口減少と高齢化が見込まれる中、特に高齢者等の移動制約者の買い物、通院など日常生活に不可欠な移動手段として、交通不便地域を含む町内全域を循環するバス路線を整備する。</p> <p>その際、本町の公共交通基軸であるJR東海道本線垂井駅を拠点として、乗り継ぎの利便性の向上を図りながら、継続的かつ広域的に住民の生活交通手段を提供できる環境を整えていく。</p>

垂井町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 垂井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 計画の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(会長及び委員)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 垂井警察署長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 職名をもって委嘱された委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を交通会議に出席させ説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 交通会議は原則として公開するものとする。ただし、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第6条 交通会議の運営に関する事務を行うため、事務局を企画調整課に置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整課の職員をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日告示第71号)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。